

福岡市城南区選挙管理委員会  
令和7年10月20日(月)  
午前10時00分から

1 議題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について

(議案第78号)

2 その他

- (1) 市長と区選挙管理委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について  
(2) 次回以降の委員会日程について（予定）

令和7年11月20日(木) 午前10時00分から  
令和7年12月1日(月) 午前10時00分から

本文中の略語表記について  
法…公職選挙法  
令…公職選挙法施行令

議題（1）  
議案第 78 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 10 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 吉賀 勉

1 抹消する者の数 371 人  
内訳 死亡者 156 人  
市外転出者 215 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和 7 年 10 月 20 日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。

---

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

（1）死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

（2）前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至つたとき。

（3）登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

<※1> 法第 27 条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参考)

抹消の基準日 令和7年10月1日

1 死亡者

令和7年9月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年5月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区分	男	女	計
死亡者	70	86	156
転出者	106	109	215
計	176	195	371